

もしもの時に安心



8 疾病保障付 道銀住宅ローン

ガン

と診断されたら

脳卒中

急性心筋梗塞

で所定の状態が60日以上
継続した場合にも

高血圧症・糖尿病・
慢性腎不全・肝硬変・
慢性膵炎

で就業不能状態が12ヶ月間を
超えた場合にも

いずれかで
住宅ローン残高が

0円

になります

※脳卒中、心筋梗塞で就業不能状態となってから2ヶ月間は月々の返済も保障します。
※重度慢性疾患で就業不能状態となってから12ヶ月間は月々の返済も保障します。



さらに保障があるともっといい

新登場

奥さま保障

奥さまが女性特有のガン

(乳ガン・子宮ガン・卵巣ガン) などと診断されたら



一時金

100万円

支給
します

⚠ ご注意ください

●ご融資させていただく日から3ヶ月間(ガン保障は90日間)は、保障の対象となりません。●ガンに罹患されたことのある方はご契約いただけません。●「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」および「上皮内ガン(上皮内の新生物)」は、診断給付金支払いの対象外となります。●告知の内容により、保険会社が加入をお断りする場合があります。●お申込み金額は最高1億円までとなり、また5,000万円を超えるときは、保険会社所定の診断書の提出が必要となります。

○診断給付金、保険金のお支払いには上記の他にも制限条件がございます。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」で詳細を必ずご確認ください。特にお客様の不利益となる事項は必ずお読みください。

○8つの疾病保障付住宅ローンでご利用いただく保険等は、カーディフ生命保険会社およびカーディフ損害保険会社の引受けとなりますので、保険内容の詳細やご不明点については「被保険者のしおり」に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

詳しくは裏面をご確認ください。また、ご不明な点や質問は、
お気軽にお近くの道銀窓口または、道銀住宅ローンプラザへお問い合わせください。

8疾病保障付住宅ローン

保障の概要 ガン+二大疾病+5つの重度慢性疾患+ガン診断一時金（奥さま保障）

	ガン保障	脳卒中・急性心筋梗塞保障	ガン診断一時金保障 (奥さま保障)	5つの重度慢性疾患保障
保険 正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約II型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約・急性心筋梗塞診断給付金特約・脳卒中診断給付金特約・悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)付帯就業不能信用費用保険		重度慢性疾患のみ保障特約・債務線上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険
ご利用 いただける方	住宅ローン(以下ローン)を新規にご契約の方で、お借り入れ時の年齢が満20歳以上満50歳未満の方 ※ガン(悪性新生物)に罹患したことのある方はご加入いただけません。 ※すでに当行でお借り入れいただいている住宅ローンからの切替えはできません。 ※ご加入にあたっては、お客様の健康状態等について所定の書面により告知いただきます。告知の内容により、保険会社がご加入をお断りすることがあります。 ※ガン診断一時金保障(奥さま保障)については、本ローンご契約者(単独債務者)の配偶者(女性)の方がご加入いただけます。本ローンご契約者(債務者または連帯債務者)となるご本人様はご加入いただけません。			
保障内容	特約の責任開始日以降、生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。 ※「上皮内ガン」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内ガン」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。 ※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。	【保険金】 保障の開始日以降に、脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)または急性心筋梗塞により就業できない状態となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、最長2ヶ月(保障期間を通算して36ヶ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として北海道銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。 ※就業できない(就業不能)状態については、「被保険者のしおり」にてご確認ください。 【診断給付金】 保障の開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞を発病し、60日以上所定の状態が継続したと医師によって診断された場合、その時点での債務残高相当額が診断給付金として北海道銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※所定の状態については、「被保険者のしおり」にてご確認ください。	配偶者(ローンをお借り入れいただいているご本人と法律上の婚姻関係にある妻)が、保障の開始日以降に、生まれて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの女性特有のガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、診断給付金100万円を、配偶者にお支払いします。(お支払いは1回のみ) ※「上皮内ガン(上皮内新生物)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内ガン」には、乳管等の非浸潤ガンを含みます。 ※対象となる女性特有のガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。	【保険金】 保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膀胱炎)により就業できない状態となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、最長12ヶ月(保障期間を通算して36ヶ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として北海道銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。 【債務線上返済支援保険金】 保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患により就業できない状態となり、その日から12ヶ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務線上返済支援保険金として北海道銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※就業できない(就業不能)状態については、「被保険者のしおり」にてご確認ください。
保障期間	ローンご契約期間(ただし、保障の開始日につきご注意ください。)			
保障の開始日	ローン実行日より91日目。 ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日から3ヶ月を経過した日の翌日。 ローン実行日から3ヶ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 *ローン実行日前の発病による就業不能状態、および保障開始日の前に発生した就業不能状態については【保険金】【債務線上返済支援保険金】をお支払いしません。また、保障開始日の前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については【診断給付金】をお支払いしません。 ※保障開始日の前に罹患した女性特有のガンについては、診断確定が保障開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。		
保障が 終了する場合	満82才のお誕生日に到達したとき ローンのご契約者でなくなったとき	満82才のお誕生日に到達したとき ローンのご契約者でなくなったとき 急性心筋梗塞・脳卒中に関する保障、5つの重度慢性疾患に対する保障それぞれの所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき(支払限度期間分の保険金が支払われた保障のみ終了します) ※ガン診断一時金保障(奥さま保障)は、一時金が支払われたとき(お支払いは1回のみ)、配偶者が満82才のお誕生日に到達したとき、婚姻関係の終了や死亡等により法律上の婚姻関係である妻でなくなったときに、保障が終了します。また、ローンをお借り入れいただいているご本人が保障の終了に関する事項に該当し、保障が終了したときは、ガン診断一時金保障(奥さま保障)も終了します。		
引受保険会社	カーディフ生命保険会社	カーディフ損害保険会社		

■ 重要事項のご説明について

詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客様の不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また、8疾病保障付住宅ローンをご利用いただく保険は、カーディフ生命保険会社・カーディフ損害保険会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載のそれぞれの問い合わせ先へご連絡ください。